

社会福祉法人 大分県社会福祉協議会
理事、監事、評議員及び委員に対する費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、大分県社会福祉協議会定款第 10 条、第 25 条第 2 項から第 3 項及び役員等の旅費規程（昭和 38 年規程第 7 号。以下「旅費規程」という。）第 17 条の規定に基づき、社会福祉法人大分県社会福祉協議会の非常勤理事・監事・評議員及び生活福祉資金運営委員会委員並びに各種委員会委員等（以下「理事等」という。）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

2 理事等に対して弁償する実費は、次に定める額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、旅費規程に規定する役員相当の額とする

(2) 日当については、常勤以外の理事等に対し支給するものとし、その額は別表に定める額とする

(3) 宿泊料及び食卓料については、別表に定める額とする

3 弁償の方法は、旅費規程の例による。

別 表

区 分		理事等
日 当		3,000 円
宿泊料（1 夜につき）	甲地方	13,700 円
	乙地方	12,300 円
食卓料（1 夜につき）		2,800 円

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 20 日より施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。